

議案第 70 号

松阪市税条例等の一部改正について

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）等の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市税条例等の一部を改正する条例 (松阪市税条例の一部改正)

第 1 条 松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 45 項」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 47 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 12 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 16 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号イ	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 16 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「三輪以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号イ	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円

	5,000 円	2,500 円
--	---------	---------

附則第 16 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号イ	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 22 条第 3 項中「の各号」を削り、同条第 4 項中「仮換地等（」を「特定仮換地等（」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

第 2 条 松阪市税条例の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所

得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 第 2 項中「第 203 条の 5 第 2 項」を「第 203 条の 6 第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 203 条の 5 第 5 項」を「第 203 条の 6 第 6 項」に改める。

第 36 条の 4 第 1 項中「によって」を「により」に、「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「第 9 項」を「第 10 項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 15 条の 2 に次の 3 項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 15 条の 4 の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第 15 条の 2 を附則第 15 条の 2 の 2 とし、附則第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間（附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」とい

う。)に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 15 条の 6 に次の 1 項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 81 条の 4 (第 2 号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

附則第 16 条中「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ(イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号イ(ウ) a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号イ(ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号イ(ウ) a	6,900 円	3,500 円

	10,800 円	5,400 円
第 2 号イ(ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- 4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ(イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号イ(ウ) a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号イ(ウ) b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を

除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 3 条 松阪市税条例の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。
附則第 16 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

第 4 条 松阪市税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年松阪市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 のうち松阪市税条例附則第 15 条の次に 5 条を加える改正規定（同条例附則第 15 条の 6 第 2 項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第 16 条第 1 項の改正規定中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」を「法附則第 30 条」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車が発行された最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第 5 条 松阪市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、松阪市税条例第 48 条第 1 項の改正規定中「及び第 11 項」を「、第 11 項及び第 13 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定（同条第 10 項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第 12 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第 12 項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することにつ

いて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第 1 条第 5 号中「3 項を」を「8 項を」に改める。

附則第 2 条第 4 項中「第 12 項」を「第 17 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条の規定 公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 第 4 条及び第 5 条の規定 公布の日

(3) 第 2 条中松阪市税条例第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 及び第 36 条の 4 第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 2 年 1 月 1 日

(4) 第3条中松阪市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の松阪市税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき松阪市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の松阪市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の松阪市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条本文に掲げる規定による改正後の松阪市税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例に掲げる規定の施行の日以後に取得

された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年 10 月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第 7 条 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正後の松阪市税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。